

# 高等学校等就学支援金のお知らせ【3年】

## 平成30年7月～平成31年3月分の就学支援金について

平成30年7月以降の就学支援金の対象世帯については、都道府県民税所得割と市町村民税所得割の合計額で判断することとなりましたが、対象となる世帯に変更はありません。皆さん、平成30年度の都道府県民税所得割と市町村民税所得割の額をご確認ください。

### 【平成30年度の都道府県民税所得割と市町村民税所得割の合計額が、 50万7,000円未満の方】

下記の①～③の書類をご提出ください。提出期限までにご提出がないと、平成30年7月～31年3月分の授業料をご負担いただくこととなりますので、必ず提出してください。

### 【平成30年度の都道府県民税所得割と市町村民税所得割の合計額が、 50万7,000円以上の方】

下記の「① 就学支援金確認票」のみを配付の封筒に入れて提出してください。後日、授業料の納付のお知らせを送付いたします。

#### 提出書類

#### 事務室あて郵送！（事務室持参も可）

- ① 就学支援金確認票→必ず全員提出！
- ② 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書
- ③ 所得に関する書類（次の書類のうちいずれか）

保護者2名（父母）が都道府県民税所得割と市町村民税所得割を課税されている場合は、**父母それぞれの書類が必要です。**

（源泉徴収票は所得割の額が確認できないので、受け付けておりません。）

配偶者控除が確認できる場合は、配偶者の方の所得に関する書類は必要ありませんが、都道府県民税所得割と市町村民税所得割の合計額が「50万2,000円」以上の場合は、配偶者の方の所得に関する書類（ア～ウ）のいずれかの書類が必要になります。

- ア 平成30年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書のコピー
- イ 平成30年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書のコピー
- ウ 平成30年度市町村民税・県民税課税（非課税）証明の原本又はコピー
- エ 生活保護受給証明書の原本

（平成30年1月1日時点で生活保護を受給していることが確認できるもの）

#### 提出期限

平成30年6月27日（水）・生活保護世帯→7月9日（月）

- 書類がそろいましたら、お早めにご提出ください。
- 期限までに提出できない場合は、必ず事務室までご連絡ください。

就学支援金の支給を受けることができる世帯の方でも、申請をしなかった場合は、支給が受けられず、授業料を納付していただくこととなりますので、ご注意ください。

（授業料 全日制：年額 118,800円）